

## マイナンバーによる情報連携の正確性確保に向けた総点検について

### 【目的】

医療保険以外にも、マイナンバーと制度固有番号との紐付け誤りが生じていることから、マイナポータルで閲覧可能な情報を有する全ての制度等について、紐付けが正確に行われているか、必要な点検を行う。

### 【体制（案）】

- デジタル庁に総点検本部を設ける。対象となる情報を多く所管する厚生労働省及び地方自治体との連絡調整を担う総務省において、点検を着実に進める体制を整備する。
- 厚生労働省は、関連する全ての部局が参画した点検チームを設置し、個々の施策に係る総点検を実施。
- 総務省は、デジタル化推進等に関する省内本部の新たな業務として、マイナンバーの紐付けに関する総点検の推進を位置付け、自治体との連絡調整を実施。
- 関係省庁（こども家庭庁、総務省、財務省（国税庁）、文部科学省）の職員にデジタル庁総点検本部の職員として併任をかけ、厚生労働省の点検チームと協力し、それぞれの所管業務の点検を推進する。

### 【基本的な進め方】

時期	対応
7月中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各省庁から紐付け実施機関に対し、現状の紐付け方法について確認を行う。具体的には以下のとおり。           <ul style="list-style-type: none"> <li>①マイナンバー届出義務の有無、</li> <li>②マイナンバー未届出の場合のマイナンバー取得方法</li> <li>③J-LIS照会を行う場合の方法（氏名・生年月日・住所等のうち何種類を用いるか）など</li> </ul> </li> </ul>
原則として秋まで (8月末に中間報告)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・紐付け方法の確認結果を踏まえ、氏名等のうち3種類以下の情報を用いてJ-LIS照会を実施した場合など、全ての個別データの総点検が必要なケースを整理する。</li> <li>・紐付け実施機関に対し、上記ケースに該当する場合には、以下を実施し、その結果の公表を求める。           <ul style="list-style-type: none"> <li>①全データ点検、②誤紐付けの修正、③情報漏洩の有無に関する調査 など</li> </ul> </li> <li>・紐付け実施機関固有の事情により紐付け誤りが生じた事例については、その原因に沿って個別に対応</li> </ul>

### 【再発防止策の方向性】

- 各種申請時等のマイナンバー記載義務化、機械的なJ-LIS照会の実施の検討、統一的な手順の提示等

3 総合3 14版

2023年(令和5年)7月5日(水)

認知症などでマイナンバーカードの管理に不安がある人を対象に、総務省は4日、暗証番号を設定しながらカードの交付ができるようにする方針を示した。11月以降に付がかかる方向で調整している。高齢者施設などからは、入所者の力や暗証番号の管理に対する不安の声が上がっていた。▼1面参照

現在は、本人によるマ

## 「暗証番号なし」可能に 認知症などの人のマイナカード

総務省方針

イナカードの暗証番号設定が難しい場合、代理人が設定する運用になつている。11月以降は、カードの申請や交付の際、本人や代理人から申し出があった場合を対象に、暗証番号の設定を不要とするなどを認める。

ただし、マイナカードと健康保険証を一体化させる「マイナ保険証」としての利用に限ることを想定。政府は、来年秋に現行の健康保険証の原則

廃止を予定しており、マイナ保険証としては、顔認証や目視によって本人確認を行う。カードで行政手続きができる政府サービスのコンビニ交付など、暗証番号が必要なサービスは利用できない。

松本剛明総務相は4日の会見で、「こうした取り組みによって、できる限り多くの方にカードを取り得していただけるよう、

環境の整備を着実に進めたい」と述べた。また、デジタル庁は同日、他のマイナンバーや預貯金口座をひもづける「公金受取口座」の誤登録が940件となつたことを明らかにした。6月7日の発表時点では748件だった。6月下旬までの誤登録を改めて調べたところ約200件増えたという。本人ではない家族の口座が登録された。「家族口座」も同期間に約13万件から約14万件に増えた。問題発覚を受け、デジタル庁が注意喚起や対策をとり始めた6月上旬以降も、多くの誤登録が起きていたことに

1 14版△

2023年(令和5年)7月5日(水)

マイナンバーカードの健康保険証「マイナ保険証」で別人の情報がひもづけられた問題で、厚生労働省は4日、健康保険組合など全団体を調べた結果、8・6%（293団体）でひもづけ時の本人確認が不十分だったと発表した。ルール通りにひもづけていたか不明の団体も29・6%（10

10団体）あり、全体の4割の団体で今後点検が必要になるという。▼3面）「暗証番号なし」可能に、4面）廃止撤回要求へ 加藤勝信厚労相が会見で明らかにした。

別人の情報がひもづけられた誤登録は2021年10月～23年5月22日で7372件判明。氏名や年号を明確にした。本人確認が不十分だったり、適切な手順だったりか確認できなかつたりした団体には点検を求めていた。

本人確認が不十分だったり、適切な手順だったりか確認できなかつたりした団体には点検を求めていた。7月末までに結果を報告を求めていた。

一方、健康保険証の廃止後にマイナンバーカードを持たない人に発行される「資格確認書」について、公明黨の山口那津男代表は4日の会見で、「積極的にお届けする」とも検討していただきたい」と述べた。申請を待たずして発行する「フッショング」も検討すべきだと政府に求めた。（村井隼人、野平悠一）

# 健保など4割再点検へ

マイナ保険証

「確認不十分」は293団体

させる。

同省は4日、本人の同意なしにマイナ保険証が利用登録された事例が新たに6件見つかり、登録を解除したと発表した。

# マイナカード返納しても「情報ひも付け」解除不可



マイナンバーカードの相次ぐトラブルで、カードを返納する人が増えています。返納者に不都合なことはあるのでしょうか。

(山口登史)  
木適切ひも付けの3団体③面

## データ流出リスク消えず

Q 返納すれば、個人情報が流出する恐れはなくなりますか。  
A なくなりません。システム上に残ったままの二桁のマイナンバー(個人番号)とひも付いた健康保険証や年金などの情報はシ

マイナンバーカード返納の主な理由

- ▶政府が信用できない
- ▶情報漏えいが不安
- ▶使ったことがない



て希望してもひも付けを解除することもできません。デジタル庁の担当者は「ひも付けを解除する」と便利性が失われるため、その必要はない」と説明しています。

Q 返納で不便になることは。  
A 住民票の写しをコンビニで取得するなど一部の行政サービスが受けられる

ドの普及のために実施した「マイナポイント」は、返す必要はありません。

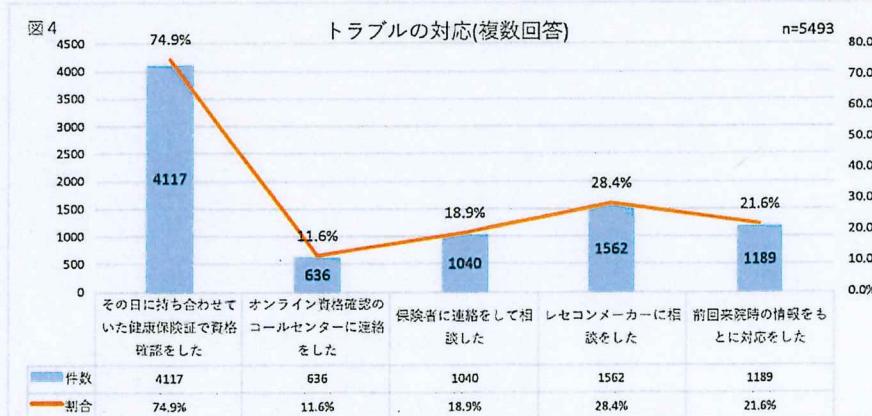
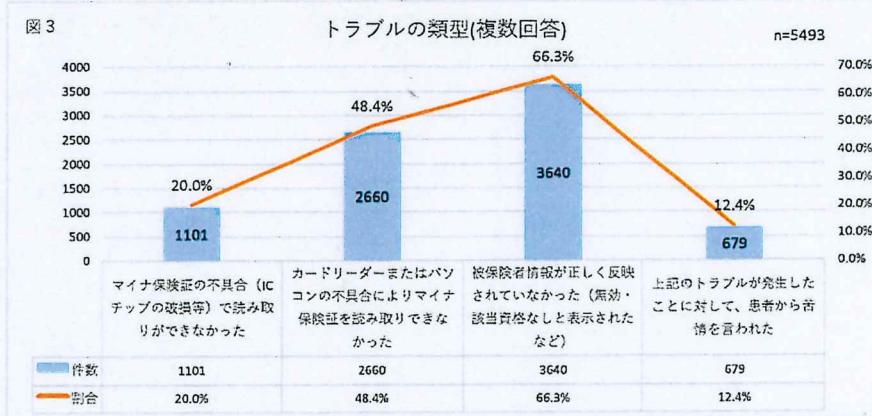
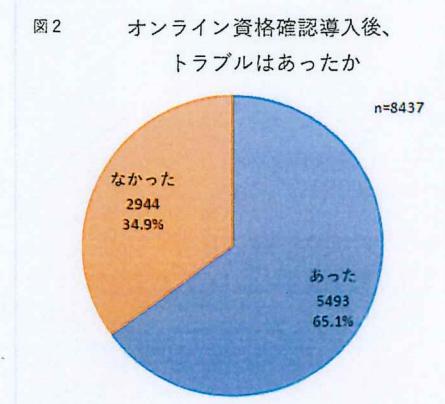
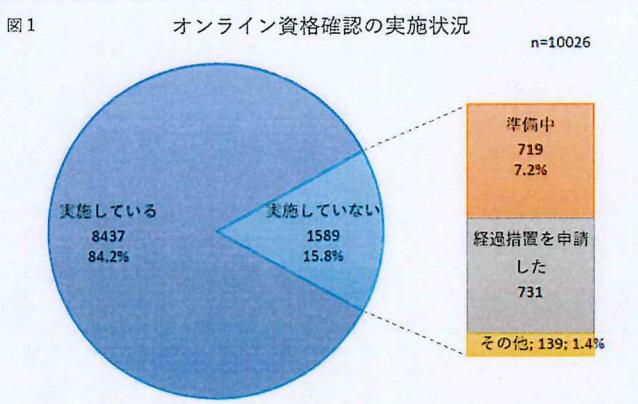
Q そもそもカードの取得は義務ですか。  
A いえ、あくまで任意です。ただし、政府は二〇二四年秋に健康保険証を廃止して、マイナ保険証に一本化するのを決めています。取得を事実上、義務化

となります。カードは顔写真入りの身分証明書として使えますが、それもできなくなります。また、健康保険証とカードを一体化する一千円かかります。国がカ

するもので、政府の強硬なやり方には反発があります。返納した人は「トラブル続きで政府を信用できない」「個人情報の流出が怖い」といった理由を挙げています。信頼を回復するためには迅速な普及をやめ、制度 자체を一から見直す必要があります。

## マイナ保険証による医療現場のトラブル調査・最終集計

2023/6/19現在  
41都道府県（44協会・医会※東京、京都、福岡が医科・歯科協会）  
送付数：66,462  
回答数：10,026 (15.1%)  
北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、  
東京、神奈川、山梨、新潟、富山、石川、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、  
京都、大阪(歯科)、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、広島、山口、徳島、香川、愛媛、  
高知、福岡、熊本、大分、宮崎、沖縄



## 令和6年秋に向けたロードマップ

R5.6.29時点

		2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①保険者による迅速かつ正確なデータ登録の徹底	・新規登録データの誤登録再発防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>▼ 資格取得届出のマイナンバーの記載義務を明確化 (省令改正: 6/1施行)</li> <li>▼ マイナンバー提出が困難な場合のJ-LIS照会手順を明確化 (通知改正: 6/1適用)</li> </ul>	新規登録データについて全件システムチェックによりJ-LIS照会を実施
	・登録済みデータの総点検	<ul style="list-style-type: none"> <li>▼ 作業状況報告 (6月末)</li> <li>▼ 点検結果の報告 (7月末)</li> </ul> <p style="text-align: center;">全保険者による点検</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▼ 8月以降順次</li> <li>データ全体のチェック (J-LIS照会)</li> <li>誤登録の疑いがあるものについて、本人に送付する等により確認</li> </ul>
	・マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない場合の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>▼ 通知発出、マニュアル</li> <li>▼ 8月以後</li> </ul> <p style="text-align: center;">医療現場等への周知</p>	基本的考え方に基づいた取り扱い (令和5年8月診療分から)
②医療現場等におけるオンライン資格確認の円滑な運用	・医療現場における実務上の課題の実態把握	コールセンターの問い合わせ分析/現場の課題等ヒアリング トラブルシューティングのQ&Aをさらに充実	
	・高齢者・障害者施設入居者等への対応	市町村による施設や個人宅への出張申請受付の推進 施設等による申請とりまとめ・代理受取りの推進 取得管理マニュアル等の作成・発出	

令和6年秋 保険証廃止

※ その他、保険証廃止に向け、マイナンバーカードの取得促進、資格確認書の運用整理、訪問診療等や柔整あはき施術所等におけるオンライン資格確認の実施、スマホ搭載されたマイナンバーカード機能を活用したオンライン資格確認の開発等についても進める。

※ 法律に基づき、令和7年秋まで、最大1年間、発行済みの健康保険証が使える猶予期間となる。

# デジタル原則からみた医療DX

## 資料5（デジタル大臣提出資料）

- 今後の医療DXの基盤となる、全国医療情報プラットフォームの創設、電子カルテ情報の標準化、診療報酬改定DXを進め、感染症有事の対応を含め、医療全体のDXを工程表を策定して、強力に進めていく。

✓国民、医療機関等の方々がデジタル化のメリットを早く感じていただけるよう、以下の項目の早期実現を目指す。

(1) マイナンバーカード1枚で患者等が様々な医療・福祉サービスを受けることができ、医師等も医療サービス提供に必要な認証ができる

- 医療機関等で示す様々な証、手帳等については、マイナンバーカードに一元化する。

→国民はマイナンバーカード一枚で医療機関等に。自治体、健保組合等も、記録管理事務が効率的に。

※健康保険証、公費制度（生活保護、難病等）の各種受給証、診察券、予防接種の接種券、母子健康手帳、お薬手帳など

(2) 医療・福祉サービスに関する手続きをデジタル化し、1度入力された情報は再度の入力を要しない

- 医療・福祉サービスに関わる紙の届出はデジタル化する。その際、自治体、保険者、医療機関等の関係システムを連携し、一度入力された情報は、再度入力しない（入力のワンストップ化）。

→医療に関わる職員に書類作成の負担を軽減するとともに、その後の共有や管理が効率的に。

※処方箋、感染症法上の届け出、介護保険や生活保護での主治医意見書、生命保険等の診断書、死亡診断書、医療機関間の情報提供書、問診票、予診票、障害年金等の障害等級や労災保険の手当金の判断資料など

(3) マイナンバーカードで自身の健康に関する情報を必要な相手に共有できるようコントロールできる

- マイナンバーカードで患者の同意を得つつ、医療情報全般にわたって全国の医療機関等で共有を可能とともに、国民も、マイナポータル等で閲覧可能に。

→診療の質の向上、重複検査・投薬の回避につながるとともに、国民の健康維持・増進にも寄与

※薬剤情報、健診情報、電子カルテ情報、予防接種情報、母子保健情報など

- 医療情報について、質の高いビッグデータとして分析・研究開発で活用し、エビデンスに基づいた医療の質の向上を実現する。

→治療の最適化やAI医療等の新技術開発、創薬、新たな医療機器の開発等

※個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する「デジタルファースト」、一度提出した情報は二度提出することを不要とする「ワンストップ」、様々な手続・サービスをワンストップで実現する「コネクテッド・ワンストップ」、のデジタル3原則の考え方方が重要。